平成２１年（フ）第１２６号
三重県伊賀市野間146番地
債務者　高橋　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１３０号
三重県名張市梅が丘南２番町193番地
債務者　奥村守三治
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第４９６号
大津市大萱２丁目４番11号
債務者　渡辺　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２１号
滋賀県甲賀市土山町大野3238番地
債務者　中村　幸枝
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９３号
滋賀県野洲市行畑２丁目11番１―101号　フルーレ野洲101号室
債務者　廣田　由美
1　決定年月日時　平成21年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８３１号
兵庫県尼崎市大庄北２丁目９番８号
債務者　岸　　典之
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４０号
兵庫県芦屋市春日町14番22―506号
債務者　喜原　新治
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５４号
兵庫県尼崎市南清水36番１―720号
債務者　関根奈良子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２３号
奈良市川上町393　第２号市営住宅第１―303号、住民票上の住所奈良市古市町1365番地の16
債務者　新谷　博文
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２６号
奈良市六条３丁目９番23号
債務者　森河　一也（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
奈良市五条３丁目５番２―101号
債務者　吉井　　透
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１９３４３号
神奈川県中郡大磯町大磯87―３―101
債務者　関野　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４９０号
神奈川県相模原市上溝1669番地３　サーパス上溝２―503号
債務者　長澤　和美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９２号
神奈川県相模原市上溝2034番地８　サンアベニュー妙高201
債務者　加藤　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４９３号
神奈川県相模原市下九沢1211番地１　６―301
債務者　三木　直子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５０４号
神奈川県相模原市大島699番地１　中里アパート205号室
債務者　塚越ひさ子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部